

JICA 案作成において検討した事項

1. 基本方針

- (ア)相手国政府や関係機関及び JICA 全職員が理解すること、ガイドラインに則した環境社会配慮を実行することを重視し、慎重に文章を検討するとともに簡潔でわかりやすい記述とした。
- (イ)項目の重複を避けるべく構成の変更や表現の検討を行った。
- (ウ)スキームの手続きや施行日等の提言内容を最大限尊重した。

2. 主に検討した点

- (ア)構成の 3 部構成から 2 部構成への変更。
- (イ)対象事業の中での緊急を要する場合の扱い(P.4)。
- (ウ)「対象プロジェクト」と「協力事業」の表現(P.4)。
- (エ)カテゴリ A の場合のステークホルダーとの協議 (P.5)
- (オ)審査諮問の対象となるカテゴリ A と B(P.5)。
- (カ)「ガバナンス」の表現の扱い(P.6)。
- (キ)「JICA の意思決定」の扱い(P.7)。
- (ク)「外務省からの実施指示後」との表現の扱い (p.7)。
- (ケ)環境社会配慮が確保できないと判断する場合の例示の扱い(P.7)。
- (コ)連携 D/D の手続き部分(P.11)。
- (サ)スクリーニング様式の作成(P.23)。

3. 継続して検討が必要な事項

- (ア)審査諮問機関の目的と役割(P.5)
- (イ)作業監理委員会との役割分担
- (ウ)ガイドラインの実施と遵守を確保する体制の整備(P.7)

以上